

山梨県公報

第千九百十七号

平成二十一年

一月二十六日

月 曜 日

目 次

保安林の指定の予定……………三五

道路の区域変更……………三五

県代行公共下水道設置工事の開始……………三五

公 告……………三六

国土調査の成果の認証……………三六

告 示

山梨県告示第十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十一年一月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 保安林の所在場所
北杜市明野町小笠原字入ノ沢六六二四の二
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字入ノ沢六六二四の二(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十一年二月十六日まで一般の縦覧に供する。
平成二十一年一月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 市川三郷身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧 敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)
	新	旧	
中央市大田和字下土井外一九〇〇番の一地 先から 中央市大田和字落合下一九六九番の三〇地 先まで	一七・〇 四二・八	二五・〇 四二・八	四五五・〇
	六・八 三六・〇		二八五・〇

山梨県告示第十八号

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十五条第一項の規定により、市町村に代わって県が設置する公共下水道の名称、工事の区域又は区間、工事の内容及び工事の開始の日を次のとおり告示する。
平成二十一年一月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 公共下水道の名称
身延町特定環境保全公共下水道

- 二 工事の区域又は区間
身延町飯富地区
- 三 工事の内容
公共下水道の終末処理場の増設
- 四 工事の開始の日
平成二十一年一月二十六日

公 告

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十一年一月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 調査を行った者の名称
市川三郷町及び富士吉田市
- 二 調査を行った時期
市川三郷町 平成十五年十月一日から平成十六年三月十七日まで
富士吉田市 平成十一年九月五日から平成十二年二月二十五日まで
- 三 成果の名称
地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域
市川三郷町大字黒沢及び大字八之尻の一部地区
富士吉田市大字下吉田の一部及び大字新倉の一部地区
- 五 認証年月日
平成二十一年一月九日